

様式第四号（第二条関係）

※※ 第	号	※市町村 受付年月日	令和	・	・
児童扶養手当額改定請求書					
(ふりがな)		くまもと はなこ			
①受給資格者氏名		熊本 花子		②証書番号 1234567	
③受給資格者住所		〒 860－8601 熊本市 中央区手取本町1番1号 手取アパート101号室 連絡先 (自宅) 096-328-1234 (携帯) 090-1234-5678			
関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。					
令和 5 年 4 月 10 日					
氏名 熊本 花子					
熊本市長 宛					
備考欄					
添付書類	戸籍 イ 公的年金調書 ロ 診断書・X線フィルム ハ 生死不明証明書 ニ 遺棄申立書・証明 住民票 ホ 保護命令決定書 ヘ 拘禁の証明書 ト 養育費に関する申告書 チ 養育事実の申立書・証明 カ その他 (リ 監護事実の申立書・証明 ヌ 所得証明書 ル 公的年金給付等受給証明書 フ 未婚の母子又は父子の調書)				

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。
◎ 字は楷書ではっきり書いてください。

児童手当	こども医療
済・未	済・未

管 轄 区
北・西・中央・東・南

処理経過			
入力	二次審査	一次審査	受付

(ふりがな)		くまもと じろう			
④児 童 の 氏 名		熊本 二郎			
⑤個 人 番 号		9876-9876-9876			
⑥生 年 月 日		平成・令和 3 1 年 4 月 2 日		平成・令和 年 月 日生	
⑦請 求 者 と の 続 柄		次男			
⑧請 求 者 と の 同 居 ・ 別 居 の 別		同居 ・ 別居		同居 ・ 別居	
⑨監 護 等 を 始 め た 年 月 日		平成・令和 2 年 4 月 2 日		平成・令和 年 月 日	
⑩障 が い の 状 態 の 有 無		ある ・ ない		ある ・ ない	
⑪父 又 は 母 の 状 況		イ離婚 ロ死亡 ハ障がい ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他		イ離婚 ロ死亡 ハ障がい ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	
(ふりがな)		くまもと たろう			
⑫父 の 氏 名		熊本 太郎			
生 年 月 日		(大正・昭和・平成60年 8月10日)		(大正・昭和・平成 年 月 日生)	
(ふりがな)		くまもと はなこ			
⑬母 の 氏 名		熊本 花子			
生 年 月 日		(大正・昭和・平成元年10月 10日)		(大正・昭和・平成 年 月 日生)	
父死亡のとき	⑭死 亡 年 月 日	平成・令和 年 月 日		平成・令和 年 月 日	
	⑮死 亡 の 原 因	業務上 ・ 業務外		業務上 ・ 業務外	
母死亡のとき	⑯死 亡 年 月 日	平成・令和 年 月 日		平成・令和 年 月 日	
	⑰死 亡 の 原 因	業務上 ・ 業務外		業務上 ・ 業務外	
が②い父又はある母がとき	⑱死 亡 時 又 は 死 亡 時 直 近 の 勤 務 先	名 称			
		所在地			
②①	児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる支給停止 受けることができない基礎年金番号・年金コード (円)	種類 []	受けることができる支給停止 受けることができない基礎年金番号・年金コード (円)	
	請求者が障害基礎年金等を受けることができる	請求者が受けることができる公的年金(児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況	受けることができる支給停止 受けることができない基礎年金番号・年金コード (円)	種類 []	受けることができる支給停止 受けることができない基礎年金番号・年金コード (円)
が②い父又はある母がとき	身体障害者手帳の番号				
	及 び 障 害 等 級				
	公 的 年 金 の 種 類 ・ 障 害 等 級				
父 又 は 母 の 職 業 又 は 勤 務 先					

私は、この請求をもって熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第6条第2項の規定による認定の申請を行います。
ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証番号（申請者）【 】

熊本市長 宛 氏名

（ 裏 面 ）

注意

- 1 ㉔及び㉕の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ㉔から㉔までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。
- 3 ㉔の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。
- 4 ㉕の欄は、児童の状況について、該当する文字を○で囲んでください。
- 5 ㉔から㉔までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ㉔及び㉕の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉕の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障がいを支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。
- 7 ㉔の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 8 ㉕の欄は、請求者が障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
なお、書類については省略できるものがある場合もありますので、区役所又は総合出張所の人に確認してください。
イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類
ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障がいの状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときにはエックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
（イ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
（ロ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
（ハ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
（ニ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
ト 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
- 10 手当の全部又は一部が支給停止となっている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。
- 11 この請求書は、区役所又は総合出張所に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、区役所又は総合出張所の人によく聞いてください。